第3章

大学等の多様な発展

第3章 総論

大学や短大、高等専門学校などの高等教育機関は、我が国の高度な教育と研究の中核を担ってお り、幅広い教養と、各学問分野の専門的知識・技能を有する人材の育成や高度な研究を通じて、広く 社会経済の発展に貢献しています。

文部科学省では、「事前審査」に相当する大学の設置認可制度と、「事後評価」に相当する認証評価制 度により、大学の質の保証と教育力の向上を図るとともに、個性や特色に応じた大学づくりや国際競 争力の強化等に取り組む各大学の改革を支援しています。また、大学が公的な機関としての責任を果 たし、外部からの評価を通じて教育研究水準の向上を図ることができるよう、教育情報の積極的な公 表を推進しています。

グローバル化や知識基盤社会が進展し、世界規模で人材の流動が加速する中、我が国の大学におい ては、質保証を伴う大学間交流・連携や学生交流を促進するとともに、国際的に活躍できる人材の育 成が急務となっています。文部科学省では、大学の国際化の取組と交流拠点の形成を支援し、また、 「キャンパス・アジア」構想など相互単位認定の拡大等の質の高い交流の取組を進めています。

大学院についても、大学と社会の連携による多様な要請への対応、学生が将来への見通しを持って 切磋琢磨できる環境を一層重視し、国内外の社会の様々な分野で質の保証された大学院修了者が活躍 できるよう.「第2次大学院教育振興施策要綱」(平成23年8月5日文部科学大臣決定)に基づき. 大 学院教育の一層の充実・強化を図っています。特に産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを 養成する「リーディング大学院」構築の支援に取り組んでいます。

一方、我が国の様々な社会的課題に対応するための取組も進めています。現下の厳しい経済情勢を 踏まえ、学ぶ意欲と能力のある学生が経済的理由によって学業を断念することがないよう、各大学が 行う授業料減免措置を支援したり、奨学金事業を一層拡充したりしています。奨学金事業について は、経済状況の変化等により奨学金の返還が困難な方々に対して返還の負担を軽減する減額返還や、 返還期限を猶予する制度を設けるなど、適確な運用を図っています。

また、大学による就職支援や、教育課程内外にわたり学生自身の就業力を強化する取組などを総合 的に支援することとしています。経済団体・業界団体等に対して、採用活動の早期化・長期化に歯止 めをかけるよう要請を行うなど、関係府省と連携しつつ大学等卒業予定者の支援に取り組んでいま す。

この他にも、医療人や法曹などの養成や、地域医療の中核としての大学病院の機能強化、大学入学 者選抜の改善、高等専門学校の充実など、高等教育の多様な発展のための様々な取組を推進していま す。

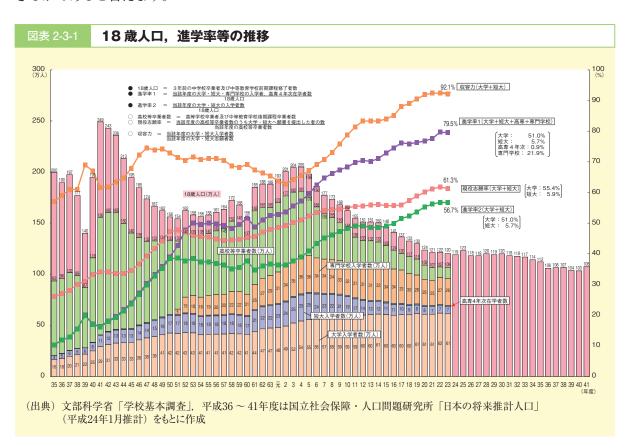
個性が輝く大学を目指して

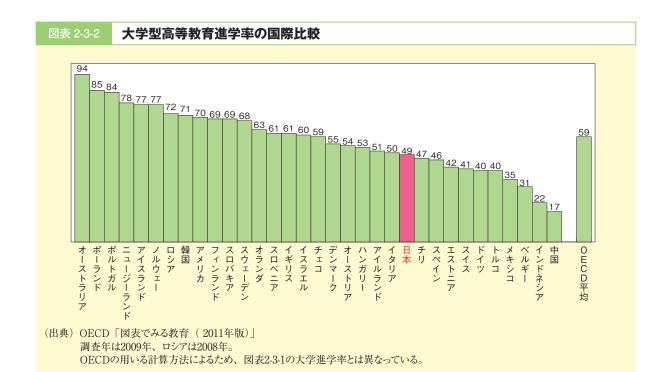
■ 大学改革の状況

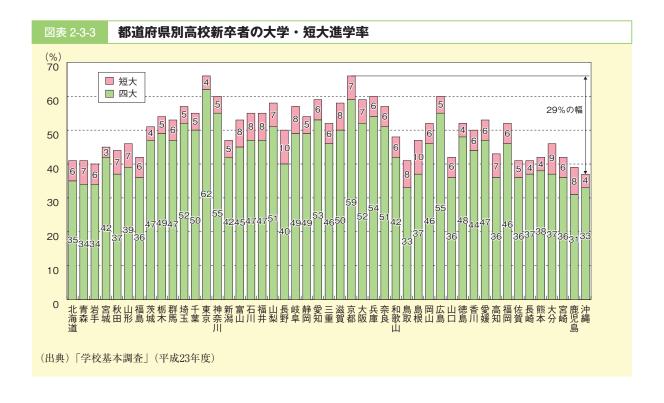
グローバル化・情報化等が著しく進展し、将来予測が困難になっている現代において、高等教育機 関. とりわけ大学については、人材育成、学術・文化の継承と発展、地域の社会・産業への貢献等、 その果たす役割がますます重要になっています。大学改革は、大学のみならず日本社会全体の改革を けん引するものであり、我が国の持続的発展のために必要な人材を大学が育成できるよう大学改革を 進めています。

我が国の大学・短大への戦後の進学率は、昭和50年代から平成2年頃までほぼ横ばいだった期間 を経て上昇し、現在は大学・短大合わせて 56.7%、高等専門学校、専門学校を含めれば 79.5% に達 しています(図表 2-3-1)。

その一方、成熟社会においては産業・就業構造の変化により、高等教育修了者への需要が増加する 傾向にあります。実際、アメリカやオーストラリア、韓国をはじめ多くの経済協力開発機構(OECD) 加盟国は大学型高等教育機関への進学率がここ約15年で急伸しています。このような観点から、進 学率が停滞している(図表 2-3-2)我が国の大学教育が社会経済構造への対応が不十分との指摘がなさ れています。さらに、国内に目を移せば、地域間の大学進学率になお差があります(図表 2-3-3)。こ れらを踏まえると、我が国の大学教育の課題は、大学進学率が過大という点にあるのではなく、むし ろ社会経済構造の変化に対応するため、質の伴った大学教育修了者を社会に十分な量的規模で提供で きるかであると言えます。







これまで大学審議会(昭和 62 年~平成 12 年)と、それに続く大学分科会(平成 13 年~)は、大学設 置基準の大綱化、自己点検評価の導入、専門職大学院制度の創設、設置認可の弾力化と認証評価制度 の導入等を提言してきており、各大学で、教育の充実やそれを支える組織運営のための改革が進展し ています。大学が、教育の質の保証の観点から、社会の要請に十分にこたえていくとともに、そうし た取組を積極的に発信していくことが重要です。

現在、中央教育審議会の大学分科会では、平成20年9月に「中長期的な大学教育の在り方につい て」の諮問を受けて、多岐にわたる事項に関し総合的な審議を行っています。

学士課程教育に関しては、平成 20 年の答申「学士課程教育の構築に向けて」をはじめとする累次の

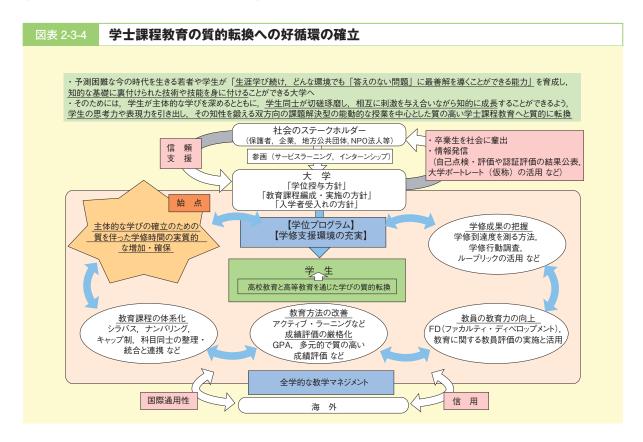
答申や第5期大学分科会での議論を踏まえ、学士課程教育の質的転換を促進するための諸方策につい て議論を行い、平成24年3月に大学教育部会において「審議まとめ」を取りまとめました。

「審議まとめ」では、学士課程教育の質的転換への好循環の第一歩(始点)として、まず「質を伴った 学修時間の実質的な増加・確保による主体的な学びの確立」に取り組む必要があることを柱とした提 言がされています(図表 2-3-4)。

今後、引き続き検討課題について審議するとともに、大学生を始め大学関係者や保護者、企業関係 者、地域などと直接的・積極的に議論を交わし、熟議を深め、平成24年夏を目途に答申として取り まとめる予定としています。

大学院教育に関しては平成23年1月の答申「グローバル化社会の大学院教育」で方向性が示されま した。答申で示された制度改正の具体化について審議しており、平成24年2月には博士課程前期課 程の修了要件に関する大学院設置基準等の改正について答申しました。

(参照:3教育内容・方法の改善・充実)



2 大学の国際化と国際競争力の向上

(1) 卓越した教育研究拠点の形成

グローバル化が一層進展し、国際競争が激化する今後の社会においては、国際競争力のある大学づ くりをさらに推進し、世界に伍する教育研究を積極的に展開することが求められています。

このため、文部科学省では、「新時代の大学院教育」(平成17年9月中央教育審議会答申)や[21世 紀 COE プログラム」の成果などを踏まえ,我が国の大学院の教育研究機能を一層充実・強化するた め、平成19年度より、若手研究者の育成機能の強化や拠点の国際性をより重視した「グローバル COE プログラム]を実施しており、平成 21 年度までに 41 大学 140 拠点を採択し、国際的に卓越した 教育研究拠点の形成を重点的に支援しています。

また、平成23年度には、平成21年度採択9拠点の中間評価を実施しました。

(2) 国公私立大学を通じた大学教育改革の支援

個性輝く大学づくり、国際競争力の強化などが求められる中、大学における教育の質の充実や世界 で活躍し得る人材の養成は,極めて重要な課題であり,各大学における大学教育改革の取組を一層促 進していく必要があります。

このため、文部科学省では、以下のプログラムを実施し、国公私立大学を通じた競争的環境の下 で、個性・特色ある優れた取組を選定し、重点的な支援を行うとともに、社会に広く情報提供するこ とにより、大学教育改革の促進を図っています。

①大学教育の質保証のための主体的な取組への支援

大学教育質向上推進事業(大学教育・学生支援推進事業)(平成21年度から平成23年度まで実 施)

大学等における学士力の確保や教育力向上を図るための取組の中から、達成目標を明確にした効 果が見込まれる取組を支援しています(23年度実績:大学教育の質の向上を図る取組 継続122 件/大学等における就職支援体制の強化に関する取組 継続327件)。

②大学院教育の抜本的強化

(ア)博士課程教育リーディングプログラム(平成23年度から実施)

俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するため、 国内外の第一級の教員・学生を結集し、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士 課程前期・後期一貫した学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援します (平成 23 年度実績:12 大学 20 件)。

(イ)組織的な大学院教育改革推進プログラム(平成19年度から実施)

産業界をはじめ社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材を養成するため.明確な人材養 成目的に沿った組織的・体系的なカリキュラムの構築や、コースワークの改善など大学院教育の 充実・強化を図るための優れた取組を支援しており、平成21年度までに91大学、221件を採択 しました。

また、平成23年度には、平成20年度採択66件の事後評価を実施しました。

③大学間のコンソーシアムによる優れた教育の実現

地域・社会の求める人材を養成する大学等連携事業(大学教育充実のための戦略的大学連携支援 プログラム) (平成 20 年度から平成 23 年度まで実施)

国公私立大学間の連携を推進し、教育研究資源を有効活用することにより、教育研究水準の高度 化、教育活動の質保証、個性・特色の明確化に伴う機能別分化の促進と相互補完等とともに、地域 と一体となった人材育成の推進を図る取組を支援しています(23年度実績:継続91件)。

④医師不足対策と地域医療を支える大学病院の機能強化

(ア)大学病院間の相互連携による優れた専門医等の養成(平成20年度から実施)

複数の大学病院がそれぞれの得意分野による相互補完を図りつつ緊密に連携し、質の高い専門 医及び臨床研究者を養成するための優れた取組を支援しています(23年度実績:継続21件)。

(イ)がんプロフェッショナル養成プラン(平成19年度から実施)

がん医療の担い手となる高度な知識・技術を持つがん専門医師など、がんに特化した医療人を 養成する優れた取組を支援しています(平成23年度まで継続支援:18件)。

(ウ)周産期医療に関わる専門的スタッフの養成(平成21年度から実施)

大学病院における周産期医療体制の強化を図るため、若手医師の教育環境整備や女性医師の勤 務継続・復帰を支援しています(23年度実績:継続18件)。

(エ)看護師の人材養成システムの確立(平成21年度から実施)

大学病院と自大学看護学部が連携し、体系立てられた看護職の教育体制を構築させるための優

れた取組を支援しています(23年度実績:継続12件)。

- (オ)チーム医療推進のための大学病院職員の人材養成システムの確立(平成23年度から実施) 専門職種の積極的な活用,多職種間協働の推進,効率的な医療サービスの向上を目的として チーム医療や役割分担を推進するとともに、それに必要な各種医療スタッフの人材養成のための 教育プログラムを開発・実施する大学病院の取組を支援しています(平成23年度実績:新規8 件)。
- (カ)大学病院における医師等の勤務環境の改善のための人員の雇用(平成 22 年度から実施) 医師の業務負担を軽減し,医師が本来の診療業務に専念できる環境を整えるため,医師事務作 業補助者(医療クラーク)等を雇用し、関係職種間の役割分担を推進する取組を支援しています (23 年度実績:継続 79 件)。

(3) 大学の国際化

グローバル化が加速する世界経済において、豊かな語学力・コミュニケーション能力と異文化に対 する理解力を身につけ、国際的に活躍できる「グローバル人材」を育成することが喫緊の課題となって います。政府の「グローバル人材育成推進会議」中間まとめ(平成23年6月)や「日本再生の基本戦略」 (平成23年12月)においても、国家戦略の一環としてグローバル人材の育成が強く求められていま

しかしながら、近年、日本人の海外留学は減少傾向にあります。文部科学省では、政府における議 論の内容を踏まえ,平成 24 年度より「グローバル人材育成推進事業」を開始し,大学による学生の留 学促進の体制整備を進めます。また、国内の大学において、異なる文化的背景を持つ学生・教員が切 磋琢磨できる環境を創り出すことも有効です。平成 22 年度まで実施された「国際化拠点整備事業」に ついては、平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、「大学の国際化のためのネットワーク形成 推進事業」として組み立て直されており、英語で学位が取得可能なコースの開設など、国際化拠点と しての総合的な体制整備を図る大学を支援しています。

また、我が国と海外の大学の間では、共同プログラムが盛んに実施されています。文部科学省で は、単位の相互認定や成績管理等、質の保証を伴った大学間交流を推進するため、平成 23 年より「大 学の世界展開力強化事業 |を実施しています。平成23年度は、日中韓3 国間の大学間交流構想の中核 拠点や米国等の大学との協働教育プログラム開発等に対して支援を行いました。

学生の流動性が高まり、各国による人材の獲得競争が激しさを増す中で、単位互換システムや大学 間の教育連携等に関する,国際的な共通枠組み形成の動きが活発化しています。このような状況にお いて、我が国が優秀な学生を獲得するため、質保証を伴う大学間交流の枠組み作りに関して国際的な イニシアティブを獲得していくことが重要です。

日中韓の3国においては、第2回日中韓サミット(平成21年10月)での合意に基づき、3国間の大 学間交流を拡大する「キャンパス・アジア」構想を推進しています。平成 23 年 11 月には,3 国共同で パイロットプログラム 10 件を採択したところです。今後,プログラムのモニタリングの在り方の検 討を進めるとともに、更なる交流規模拡大に向けて取り組んで行きます。

また,同年9月には「東アジア高等教育質保証国際シンポジウム」を東京で開催しました。各国の制 度の多様性を尊重しながらも、東アジア地域共通の枠組み作りに向けて検討・対話を継続していくこ と等について、各国と合意しました。

このほかユネスコは、各国において正規に認められた高等教育機関についての情報提供を図るた め、ポータルサイトの運用等を行っており、我が国もこれらに参加しています。さらに、平成23年 11 月には,ユネスコ「アジア・太平洋地域における高等教育の資格の認定に関する地域条約」の条約 改正会合を東京で開催し、アジアを中心とした質保証の共通枠組みの形成に貢献しました。我が国は 国際的な質保証の動きに積極的に参画する中で、国際的な枠組みづくりを主導するとともに、国内の 大学の国際化を進め、グローバル人材の育成に取り組んで行くこととしています。

[3] 教育内容・方法の改善・充実

平成20年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」では、各大 学が教学経営において「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」を明確 に示し、学士課程教育を組織的・総合的に運用するとともに、教職員の職能開発や質保証システムを 強化することで、学士課程教育の全体の質を保証する仕組みを実質化することを提言しています。現 在中央教育審議会では、中長期的な大学教育の在り方についての審議の中で、大学教育の質保証シス テムに関する議論が引き続き行われています。

これらを踏まえ、各大学における教育内容・方法の改善・充実に当たっては、学位授与の方針や教 育研究上の目的を定め,それらと整合性・一貫性をもった,教育課程編成・実施の方針を明確化する 必要があります。

具体的には、以下のような取組が重要です。

- ①体系的な教育課程の編成
- ②単位制度の実質化
- ③教育方法の改善
- ④厳格な成績評価
- ⑤教員の職能開発
- ⑥大学関係団体による自主的・自律的な質保証

また、平成22年6月には学校教育法施行規則等を改正し、大学等が公的な教育機関として社会に 対する説明責任を果たすという観点から、公表すべき必要な教育情報を法令上明確化するとともに、 学位を与える課程に関する教育情報の積極的な公表を促進しました。このことを通じ、各大学が自ら のミッション(使命)を明らかにし、特色ある教育活動を展開していくよう、取組を促していきます。

(公表項目例)・大学の教育研究上の目的

- ・教員組織, 教員数, 各教員が有する学位及び業績
- ·入学者数, 学生数, 卒業者数, 進学者数, 就職者数等
- ・授業科目や年間授業計画.成績評価・修了認定基準
- ・学生の教育研究環境(キャンパス)
- ·授業料·入学料, 修学支援等

4 社会に開かれた高等教育

「教育振興基本計画」(平成 20 年 7 月閣議決定)においては、誰もが生涯のいつでも必要な時に学 び、また、何度でも新たな挑戦を行うことができる社会の実現に向けて、大学等において社会人をは じめとする幅広い学習者の要請に対応するための取組が求められています。このため、文部科学省で は、社会人の受入れを一層促進できるよう以下のように制度の弾力化等に取り組んできており、職業 を有しながら大学で学ぶことを希望する人々の学習機会が拡大しています。

社会人受入れの推進に関する制度等の概要と実績(主なもの)

制度等の名称	制度等の概要	実績
長期履修生制度	職業を有している等の事情に応じ,修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し 卒業できる制度	281 大学が導入
科目等履修生制度	正規の学生でなくても、大学等の授業科目を履修して単位を修得することができる制度	727 大学が導入
夜間大学院	夜間において教育を行う大学院	26 大学が設置
通信制大学院	通信教育を行う大学院	26 大学が設置
サテライト施設	大学の本校とは別の場所に設置している大学の施設(サテライトキャンパス,サテライトオフィス等)	221 大学, 47 短大が設 置

(出典) 文部科学省調べ

また、平成19年度には学校教育法を改正し、大学の学生以外の者に大学等で高度かつ専門的な内 容を体系的に学べる機会を提供するとともに大学等の積極的な社会貢献を促進するため、大学等が社 会人など学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラム(履修証明プログラム)を開 設し,その修了者に対して履修証明書(サーティフィケート)を交付できる制度(履修証明制度)を創設 しました。現在、離職中の保育士らが新しい能力を身につけて現場に復帰できるよう支援する「HPS 養成教育プログラム」を開設した静岡県立大学短期大学部や,国際ビジネス法務に関し,最新の海外 の判例の購読や国際ビジネス紛争を法的に解決する知見の修得を目指す「国際ビジネス法務塾 - 国際 ビジネス法・ビジネス英語・交渉力のスキルアップのために-」を開設した帝塚山大学などをはじめ、 様々な大学等が積極的に履修証明プログラムの開設・実施に取り組んでおり、平成21年度末現在、 72 大学で 130 プログラムが実施されています。

さらに、文部科学省では、平成19年度から「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」を 実施しており、例えば、出産や育児等の理由により離職している女性医師の再就業を支援する取組 や、定年退職を迎える大量の団塊世代や子育てを終えた主婦のコミュニティ・ビジネスへの参画の場 を創造する取組などを実施しました。

高等教育の更なる発展に向けて

11 大学の質の保証と向上のための制度改革の取組

(1) 設置認可制度の的確な運用

大学の設置や組織改編は、大学の質の国際的な通用性の確保や学生保護のため、設置審査などの所 定の手続を経て行われます。

文部科学大臣は大学の設置などの申請を受けると、申請内容が大学設置基準などの法令に適合して いるかどうかについて、学識経験者などからなる大学設置・学校法人審議会に諮問し、教学面や財政 計画・管理運営面を審査します。審議会による審査を経た後,各種法令などの基準に適合していると 認めたものについて、文部科学大臣が認可を行います。

他方,大学の組織改編を機動的に行うことができるよう,文部科学省では,平成 15 年度から,授 与する学位の種類や分野を変更しない学部・学科などについて、原則として届出による設置を可能と するなど、設置認可制度の大幅な弾力化を進めました。その結果、多くの大学が各大学の理念や目的 に応じ、様々な学部等を設置するなど、魅力ある大学づくりを積極的に行っています(参照:本章第 4節1(1))。

こうした組織改編が容易になった一方で,一部の大学から準備が不足していたり,大学の設置に関 する基本的理解を欠いたりする設置申請や届出がなされた結果、設置認可申請の取下げや審査の継続 (保留), 不認可となった件数が以前と比べ増加するとともに, 当初の計画策定が甘かったため, 開設 後数年も経たないうちに再び届出により新たな学部などに転換するなど、安易な組織改編と言わざる を得ない事例も出てきています。

文部科学省では、新しく設置された大学などが最初に卒業生を送り出す年度(完成年度)まで、設置 計画履行状況調査(アフターケア)として,毎年授業科目の開設状況や教員組織の整備状況などの報告 を求め、書面、面接又は実地により調査を行っています。その結果、特に課題が見られる大学に対し ては、各大学の教育水準の維持・向上に資するよう、留意事項を付したり、助言を行ったりして、大 学に対して主体的な改善を促しています。

各大学においては、入学する学生のことを第一に考え、十分に将来の見通しが立てられた大学など の設置の認可申請や届出をすることが求められています。

(2) 認証評価制度

平成 16 年度に始まった第三者評価制度により、学校教育法第 109 条に基づいて、国公私立の全て の大学. 短期大学. 高等専門学校は. 7年以内に1回(専門職大学院は5年以内に1回). 文部科学大 臣の認証を受けた評価機関(認証評価機関)による第三者評価(認証評価)を受けることが義務付けられ ています。これは、国による事前規制を最小限のものとし、設置後の大学等の組織運営や教育研究活 動等の状況を定期的に事後確認する体制を整備する観点から導入されたものです。

また、認証評価制度は、①各認証評価機関が定める評価基準に従って評価を実施すること、②大学 が自ら認証評価機関を選択して評価を受けることから、大学等の自主性・自律性に配慮しつつ、各大 学等の教育研究の特性に応じて適切に評価される仕組みになっています。

評価機関を認証する場合には、教育に関する有識者の意見を踏まえつつ適切に認証を行うことが必 要であることから、文部科学大臣は、学校教育法第112条第1号の規定に基づき、中央教育審議会へ 諮問することとされており,平成 24 年 3 月までに 11 機関が認証されています。

これらの機関は平成 23 年度末までに,大学 775 大学,短期大学 358 大学,高等専門学校 66 校,法 科大学院 77 専攻、会計専門職大学院 10 専攻、経営系専門職大学院 36 専攻、助産専門職大学院 1 専 攻, 臨床心理専門職大学院4専攻, 公共政策系専門職大学院2専攻, ファッションビジネス系専門職 大学院1専攻,教職大学院15専攻,学校教育系専門職大学院1専攻,情報系専門職大学院1専攻, 公衆衛生系専門職大学院1専攻の認証評価を行い、その結果を公表しています。

(3) 教育の高度化に向けた大学間連携

平成 21 年 8 月に学校教育法施行規則を改正し、「教育関係共同利用拠点制度」を創設しました。こ の制度は、大学が連携して行う共同利用の取組のうち特に優れたものを文部科学大臣が認定すること により、拠点大学が有する人的・物的資源を大学等が共同で利用することを促し、大学教育全体とし て多様かつ高度な教育を展開していくことを可能とするものです。平成22年度は、日本語教育セン ター,練習船,教職員の組織的な研修等の実施機関(FD・SD センター),農場の 21 拠点を[教育関係 共同利用拠点 として認定しました。

これらの施策によって,大学は「知の拠点」として,各地域の活性化へのより一層の貢献や,国際的 な大学間競争の中で新たな学際的・先端的領域への先導的な対応が可能となります。また,教育研究 資源を有効に活用することで、更に質の高い教育研究が提供されることが期待されています。

2 大学入試の改善

(1) 各大学の入学者選抜

これまで各大学では、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、大学教育を受けるに ふさわしい能力・適性等を多面的に評価するため、面接・小論文などの活用による評価尺度の多元化 や、アドミッション・オフィス(AO)入試や推薦入試の導入・拡大といった入試方法の多様化を進め てきました。平成24年度入試からは、更に入学志願者の多様な学習成果の評価を推進するため、理 数系分野の能力を適切に評価する観点から、国際科学オリンピック等の結果を活用することを大学へ 要請しています(副大臣通知を平成23年5月31日に発出)。一方、各大学において入試方法の多様化が進み、AO入試や推薦入試など必ずしも学力試験を課さない入試方法で入学する学生の割合が上昇しており、少子化の進展とも相まって、基礎学力の担保に課題が生じてきていることから、いずれの入試方法でも学力検査や調査書の利用など学力把握措置を講ずることとするなど、入試方法の改善を進めています(副大臣通知を平成22年5月21日に発出)。

(2) 大学入試センター試験

大学入試センター試験は、大学入学志願者の高等学校段階における基礎的な学習の達成度を判定するため、各大学が大学入試センターと共同して平成2年度入試より実施している試験です。各大学は、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)と創意工夫に基づき、利用する教科・科目を自由に定めることができます(2012(平成24)年は674大学、161短期大学が参加)。

(3) 高大接続の改善

いわゆる大学全入時代を迎え、今後は、高等学校・大学が選抜だけでつながる関係から、客観的できめ細やかな学力の把握とそれに基づく適切な指導によって学力向上が図られるよう、共に力を合わせて取り組む関係へと転換することが求められており、今後の大学入学者選抜の在り方について、高等学校・大学関係者等による議論を進めて行くこととしています。

第3章 高度専門人材の養成

1 医療人の養成

地域における医師不足, 高齢化による疾病構造の変化, 患者ニーズの多様化, 生命科学や医療技術の急速な進歩などを背景として, 国民の期待に応える「良き医療人」の養成が一層重要となっています。文部科学省としても, 医療人の養成を担う各大学と協力しながら, 様々な取組を進めています。

(1) 医学教育の改善・充実

①医師不足への対応

医師不足の解消が喫緊の課題であることから、平成20年度より医学部入学定員の増員を行い、24年度は、前年度と同様の枠組みにより、ア)都道府県が地域医療に将来従事することを返還免除の条件とする奨学金を活用し、地域医療を担う医師の養成・確保に一貫して取り組む定員増、イ)複数の大学が連携し研究医養成の拠点を形成し、優れた研究医養成・確保に取り組む定員増、ウ)歯学部入学定員の削減を行う大学の特例による定員増により、8,991人まで増員を行います(19年度比で1,366人増)。

また、これまでの増員について検証・評価を行うとともに、今後の医学部入学定員の在り方など について検討するため、22年12月から「今後の医学部入学定員の在り方等に関する検討会」を開催 し、議論し、23年12月に論点整理を取りまとめました。

②医学教育の質的改善

医師には、人間性豊かで高度な臨床能力を持ち、患者中心の医療を実践できる医療人としての養 成に大きな期待が寄せられています。各大学においては、医学生が卒業までに最低限学ぶべき教育 内容を精選して作成された「医学教育モデル・コア・カリキュラム」に基づきカリキュラム改革を行 うなど、個々の教育理念に応じた特色ある取組が進められています。

医学教育の更なる改善に向けて、平成22年度に取りまとめられた「医学教育モデル・コア・カリ キュラム | の周知を図りました。あわせて、医学生の臨床能力の向上の観点から診療参加型臨床実 習の充実に向けた取組を促しています。今後は、国際標準の医学教育認証制度の基盤の構築を促進 し. 国際的な水準の医師養成に取り組んでいきます。

Column

診療参加型臨床実習と学部連携臨床実習(昭和大学の取組)

臨床実習は「見学型 | 「模擬診療型 | 「診療参加型 | の三 つに分けることができますが、臨床研修必修化と関連し て「診療参加型臨床実習」の導入が期待され、多くの医学 部・医科大学で採用しています。しかし、その内容は千 差万別で、大学の特性を生かした、他大学をリードする 診療参加型臨床実習プログラムが求められています。こ のような現状を考慮し、昭和大学では、二つの新しい試 みを行っています。一つは、25の診療科全てを経験後、



(指導医) 学部連携実習での患者の病状等に関する指導風景

内科、外科、小児科/産婦人科の主要3診療科でそれぞれ1か月間の「真の診療参加型実習」を行うカ リキュラム。2 つめは歯・薬・保健医療学部学生と一緒に行う「学部連携臨床実習」です。これは、異な る4学部の学生がチームを形成し、同じ患者さんを診て患者情報を得て診断するとともに、それぞれ の立場での検査や治療、さらには退院後のフォローアップ計画を作成する実践的なプログラムです。現 在、医療の最重要課題の一つである「チーム医療」を学部教育の段階で体得するカリキュラムとしてその 成果が期待されています。

(2) 歯学教育の改善・充実

歯学教育に関しては,確かな臨床能力を備えた歯科医師を養成するため,平成 20 年 7 月,「歯学教 育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を開催し、21年1月には、ア)歯科医師として必要な 臨床能力の確保,イ)優れた歯科医師を養成する体系的な歯学教育の実施,ウ)歯科医師の社会的需要 を見据えた優れた入学者の確保。エ)未来の歯科医療を拓く研究者の養成の観点からなる第1次報告 が取りまとめられました。第1次報告を踏まえ平成 22 年度に改訂された,歯学部学生が卒業までに 最低限学ぶべき教育内容を精選した「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」の周知を図りました。ま た、第1次報告のフォローアップを実施するため、22年9月から「歯学教育の改善・充実に関する調 |査研究協力者会議フォローアップ小委員会||を開催し、各大学の調査を実施しました。23 年 5 月には 歯学教育の改善状況についてのフォローアップの結果のまとめを公表し、各大学の歯学教育の改善に

向けた具体的な取組を促進しています。今後は、国際標準の歯学教育認証制度の基盤の構築を促進 し、国際的な水準の歯科医師養成に取り組んでいきます。

(3) 薬学教育の改善・充実

医療技術の高度化,医薬分業の進展などに伴い,医療の担い手として活躍する薬剤師や薬学の研究者など,多様な分野に進む人材が求められています。こうした中,平成18年4月から薬剤師養成については6年制の教育となり,平成24年3月に初めての卒業生を出しました。各大学においては,5年次からの実務実習(病院・薬局それぞれにおいて約11週間)の円滑な実施に向けた,実務実習事前学習や薬学共用試験の実施,実習施設との緊密な連携による実習指導体制の構築などの取組が行われています。また,分野別第三者評価の試行も始まり,教育の質保証の取組もなされています。

また、薬学教育を更に改善していくため、「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」を開催し、23年12月には、「新制度の『大学院4年制課程』における研究・教育などの状況に関する自己点検・評価の提言」が取りまとめられました。さらに学部教育については、大学の関係者などからなる専門の委員会を設置して、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」「実務実習モデル・コアカリキュラム」の改訂及び質の高い入学者の確保についての検討を行っています。

(4) 看護師等医療技術者教育の改善・充実

看護師など医療技術者の養成に関しては、質の高い医療技術者、教育者、研究者の養成を目的とした大学・大学院が増えています。

良質な看護などを国民に提供することの必要性に鑑み、保健師・助産師の国家試験受験資格取得の要件について、修業年限を6か月以上から1年以上にすることなどを内容とする改正保健師助産師看護師法が平成22年4月から施行されました。法改正を踏まえ、保健師・助産師の実践能力の強化に向けて教育内容の充実を図るための検討を行い、23年1月には「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」を改正しました。

また、大学が養成する医療人材に大きな期待が寄せられる一方で、看護系大学数の急増により、教育の質の確保が重要になっています。このため、21年3月から「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」を開催し、23年3月には、学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標の策定などを内容とする最終報告が取りまとめられました。今後も、検討会で明らかとなった課題である大学・大学院における看護学教育の質保証体制の改善に向けて、引き続き検討を行います。

(5) がん医療への取組

がんは、我が国の死亡率第1位の疾患である一方で、放射線療法及び化学療法など複数の治療法を組み合わせたがん治療ができる専門家が全国的に少なく、その育成が急務とされています。また、近年の高度化したがん医療の推進は、医師のみにより可能になるものではなく、高度ながん医療に習熟した看護師、薬剤師、その他の医療技術者などが参画し、チームとして機能することが何より重要です。



「がんプロフェッショナル養成プラン」による 三次元放射線治療計画実習風景(近畿大学)

そのため、平成19年度から、大学と大学病院が連携して、

優れたがん専門家を養成するための横断的な教育プログラムを構築する「がんプロフェッショナル養成プラン」を実施しています。23年度は事業の最終年度に当たり、18件(95大学)の取組について最終評価を実施しました。

(6) 大学病院の充実

大学附属病院は、学生・研修医などの教育や先端的な臨床研究を行うとともに、高度医療や採算性 が低い医療など、診療面でも重要な役割を果たしています。

平成16年度から国立大学は法人化され、その附属病院に対して、自主・自律的な運営による効率 的な経営を求めるとともに、教育・研究・診療機能の維持・充実の観点から運営費交付金等の財政措 置を行っています。24年度予算においては、地域医療における高度医療拠点としての機能を強化す るため、国立大学附属病院の債務負担軽減策の拡充や、治験や先進医療技術に関する研究などに積極 的に取り組む国立大学附属病院を支援する経費を措置しています。

また、この他にも、国公私立大学を通じて、以下のような課題に対しても重点的に取り組んでいま す。

①高度医療人材養成機能の強化

深刻な医師不足問題や周産期などの医療提供体制の構築は 喫緊の課題となっています。そこで、 国民が安心・安全な医 療を享受できる環境を確保し、医療の高度化などに対応して いくために、我が国全体の医療専門職(専門医・看護師など) を養成する教育体制の充実に取り組んでいます。

②大学病院における医療支援人材の確保

地域における医師不足により, 大学病院に患者が集中し, 大学病院に勤務する医師は過酷な勤務を余儀なくされ、教育



養成」による他大学研修医等の手術見学(大分大

や研究に従事する時間が減少しています。そこで、医師事務作業補助者の雇用により関係職種間の 役割分担を推進し、医師の業務負担軽減を図る取組や、優秀な若手医師を教員として採用し、医学 部・大学病院において教育や研究に従事するとともに、地域の医療機関において診療に従事する取 組を進めています。

第4節 高等教育機関の多様な展開

■ 国公私立大学の充実

(1) 国公私立大の整備充実

【国立大学】

国立大学は、我が国の学術研究と研究者養成の中核を担うとともに、全国的に均衡のとれた配置に より、地域の教育、文化、産業の基盤を支え、学生の経済状況に左右されない進学機会を提供するな ど、重要な役割を果たしています。

平成16年には、大学の自主性・自律性を向上させ、教育研究活動を活性化する観点から、従前は 国の組織の一部であった国立大学が法人化されました。これは国立大学を国の人事や予算等の枠組み から外し、大学自らの責任と判断で運営できるよう、その裁量を大幅に拡大するためのものです。

①法人化後の国立大学法人の取組について

法人化後, 平成 16 年から 21 年までの 6 年間を第 1 期中期目標期間とし, 各法人ごとに定められ た中期目標の達成状況等について評価を実施しました。その結果、各国立大学法人は、その個性や 特色を活かした以下のような取組を積極的に展開していることが明らかになりました。

学長のリーダーシップによる戦略的・重点的な資源配分を実施するため、全ての法人で学長裁量 経費が設定されるとともに、教員の任期制も平成 12 年度では 44 大学 516 人であったのが、21 年 度では86大学15,591人と約30倍に拡大しています。また、教職員の人事評価結果を給与等待遇 へ反映している法人が年々増加し、第1期中期目標期間終了時においては、62法人となっており、 全体の7割を超えています。

教育の質の向上に向けた取組も進んでおり、学部における厳格な成績評価(GPA 制度)の実施を 進めている国立大学の割合は平成 12 年度から 21 年度にかけて 7% から 68% に増加しており, ま た、教員の教育面の業績評価を実施している国立大学の割合も 12 年度から 21 年度にかけて 28% から88%へと増加しています。さらに、地方自治体や地域の団体と大学との連携を深めるため、 各法人において、公開講座の充実、各種シンポジウム・フォーラム等の開催、自治体との連携事業 等. 社会に開かれた取組も行っています。

産学連携も積極的に推進しており、共同研究は平成13年度から21年度にかけて、5,264件(112 億円)から 14.098 件(347 億円)に、受託研究は 13 年度から 21 年度にかけて 5.701 件(351 億円)から 11,736 件(1,320 億円)に増加しています。また、特許についても、13 年度から21 年度で、発明届 出は2.3 倍、実施料収入は3.1 倍に増加しています。さらに、外部資金等の獲得額に応じて研究支 援者を雇用できる等,外部資金等獲得のためのインセンティブを付与する取組が20年度から全て の法人で行われており、取組として定着するなど、第1期中期目標期間を経て、各法人の特色ある 取組が成果として現れています。

各法人それぞれの個性を活かした具体的な取組として,例えば岐阜大学では,岐阜市立岐阜薬科 大学と連携し、創薬科学及び医療情報学に関する教育・研究を行う連合創薬医療情報研究科を設置 するとともに、医療・健康・環境分野に関する独創的・先端的な研究拠点を形成するため「岐阜健 康長寿・創薬推進機構」を立ち上げ、両大学の研究交流を推進しています。

また,東北大学では,国立大学法人として義務付けられている国立大学法人評価委員会による評 価や認証評価機関による評価に加えて、国際的視点からの外部評価として、EU 諸国はもちろん世 界各国の大学が受審している欧州大学協会機関別評価プログラムを受審することで、国際基準の教 育研究の推進や国際水準のグローバルネットワークの構築強化を図っています。なお.この評価プ ログラムの受審は、国内はもとより、アジア諸国において初めての受審となりました。

②大学・大学院の整備充実

平成23年度では、都市をめぐる諸問題(環境問題や少子高齢化に伴う社会問題など)に対して、 技術的・社会的な知識を持ちながら、創造性を備えた都市の自立的発展、持続可能性を志向しうる 都市像の提案ができる高度専門職業人を養成するため、横浜国立大学の都市イノベーション学府を 設置しました。他,4 大学において,6 研究科等 (保健学研究科など)を新設し,12 大学において 17 専攻(ライブラリーサイエンス専攻など)を設置するなど、大学院の組織整備が行われました。

また、大学学部では、4大学において25学科等を10学科等に改組するなどの組織整備が行われ ました。

【公私立大学】

公私立大学においては、15年度(16年度開設)4月から学部・研究科などの設置について広く届出 制を導入しており、16年度(17年度開設)以降、活発な組織改編が行われています(図表 2-3-6)。ま た、構造改革特別区域制度により、16年度から株式会社による大学などの設置も行われていますが、 23年度は新たな設置はありませんでした。

設置認可・届出の総件数の推移

	開設年度		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		認可	277	196	127	126	110	87	78	66	52	53
		届出	1	276	265	356	243	258	235	223	155	183
	彭	设置総件数	278	472	392	482	353	345	313	289	207	236
		大学・短大	155(1)	249 (194)	213(165)	315 (260)	224 (175)	218 (174)	196 (146)	164 (133)	124 (102)	104 (86)
総数	;	大学院	123 -	223 (82)	179 (100)	167 (96)	129 (68)	127 (84)	124 (89)	118 (89)	83 (52)	140 (105)
数の	公	大学・短大	7(1)	6 (1)	12 (5)	21 (18)	15 (14)	19 (18)	10 (7)	7 (7)	3 (1)	8 (7)
		大学院	24 -	26 (11)	15 (5)	26 (19)	15 (6)	22 (13)	22 (13)	14 (9)	10 (6)	10 (7)
厚	立	小計	31(1)	32 (12)	27 (10)	47 37)	30 (20)	41 (31)	32 (20)	21 (16)	13 (7)	18 (14)
事項別内部	私	大学・短大	148 -	243(193)	201 (160)	294 (242)	209 (161)	199 (156)	179 (139)	157 (127)	121 (101)	97 (80)
訴		大学院	99 -	197 (71)	164 (95)	141 (77)	114 (62)	105 (71)	102 (76)	104 (80)	73 (47)	121 (89)
	立	小計	247 -	440 (264)	365 (255)	435 (319)	323 (223)	304 (227)	281 (215)	261 (207)	194 (148)	218 (169)

- (注1) 件数は、設置組織数ベース
- (注2) 事項別内訳の括弧内は、届出による内数。
- (注3) 平成18年度開設の薬学関係学科については、形式的な組織改編を伴わない修業年限変更も含む。
- (注4) 平成24年度開設の薬学関係博士課程(4年制)については、形式的な組織改編を伴わない修業年限変更も含む。
- (出典) 文部科学省調べ

①学部の整備充実

23 年度に設置認可された大学(24 年度開設)は9校(大学7校, 大学院大学2校)でした。

具体的には、看護師を養成する看護学科や、教員免許の取得が可能な幼児教育学科など将来の職 業を見通した学部・学科が多く設置されているのが23年度の特徴です。

②大学院の整備充実

23年度に設置認可された大学院(24年度開設)は5校でした。

具体的には、看護学研究科、スポーツ学研究科、造形研究科といった多様な研究科などが設置さ れています。

③公立大学を取り巻く動き

公立大学は,地方公共団体が設置・管理するという性格から,地域における高等教育機会の提供 と、地域社会での知的・文化的拠点として中心的役割を担っています。その数は、看護・保健系な ど地域に密着した分野を中心に大学数、学生数ともに増加傾向にあり、平成元年度は39大学6万 人であったものが、平成23年度は81大学14.4万人と倍増しています。

近年は、再編統合や私立大学から公立大学への移管など、公立大学を取り巻く高等教育再編の動 きも活発化しているほか、平成 16 年度の公立大学法人制度の導入により、23 年度現在で 56 法人 58 大学と、自主自律的な環境の下、魅力ある教育研究を積極的に展開しています。

公立大学の財源は、寄附金や委託金等の小規模なものを除くと、授業料などの学生からの納付金 と、その設置者である地方公共団体からの拠出に大別されます。文部科学省としては、地方公共団 体に対する地方交付税交付金の算定の際に考慮されている公立大学分について、地方財政措置に係 る拡充要望を毎年実施しています。

(2) 専門職大学院の新たな展開

社会が多様に発展し、国際的競争も激しくなる中で、多様な経験や国際的視野を持ち、高度で専門 的な職業能力を持つ人材が多く必要とされるようになってきています。このような社会のニーズに対 応するため、高度専門職業人の養成に目的を特化し、理論と実務を架橋する実践的な教育を展開する 専門職大学院を平成15年に創設しました。

平成 22 年 5 月現在, 法曹養成(法科大学院), 教員養成(教職大学院), 会計, 経営管理, MOT(技 術経営).公共政策などの多様な分野で計 184 専攻が開設され.それぞれの個性・特色に応じた教育 を実施しています。

(3) 短期大学教育の充実

短期大学は、学校教育法において4年制大学と目的や修業年限を異にする大学とされており、昭和 25 年の制度創設以来,特に女性への高等教育の普及や実践的職業教育の場として,大きな役割を果 たしてきました。

短期大学の個性・特色は、地域の身近な高等教育機関として、短期間で、大学としての教養教育や それを基礎とした専門教育を提供する点にあります。こうした特徴を明確化するため,平成 17 年に は、諸外国と同様、短期大学卒業者に「短期大学士」の学位を授与する制度が創設されました。

現在、短期大学では様々な分野の教育が行われていますが、とりわけ、幼稚園教諭や保育士、栄養 士や介護福祉士など、地域の専門的職業人の養成の面で重要な役割を担っています。また、卒業後に は4年制大学への編入学などにより学び続ける道も開かれています。

2 高等専門学校の充実

高等専門学校は、中学校卒業後という早い年齢段階からの、実験・実習を重視した、5年間一貫の 専門的・実践的な技術教育を特徴とする高等教育機関です。

高等専門学校の卒業生は特に専門知識やコンピューターの活用能力、誠実さなど、現場技術者とし ての資質について、産業界から高い評価を受けており、最近の平均求人倍率は20倍前後に達し、例 年 100% 近い就職率となっています(図表 2-3-7, 図表 2-3-8, 図表 2-3-9)。

卒業後には、大学3年次への編入学制度等による進学の道が開かれており、平成22年3月の高等 専門学校卒業者のうち約 44.5% に当たる 4,506 人が,専攻科や長岡,豊橋の技術科学大学をはじめと する国・公・私立大学等に進学しています。

ほとんどの高等専門学校には専攻科が設置され ています。大学評価・学位授与機構が認定した専 攻科の修了者は、一定要件を満たせば、同機構か ら学士の学位を授与されることとなっており、高 等専門学校の専攻科はすべて同機構の認定を受け ています。また、専攻科修了後の大学院進学率も 最近では約30%となっています(図表2-3-10)。

図表 2-3-7

設置者別学校・学科・学級数及び 入学定員(平成 23 年度)

区分	学校数	学科数	入学定員		
計	57校(58校)	250学科	10,580人		
国 立	51校(51校)	235学科	9,400人		
公 立	3校(4校)	7学科	760人		
私 立	3校(3校)	8学科	460人		

- (注1)()は、専攻科を設置する学校数で内数。
- (注2) 学科数・学級数・入学定員について、募集停止中のものは 含まない。

(出典) 文部科学省調べ

図表 2-3-8 分野別学科数・入学定員(平成 23 年度)

区分	工業							工業商船	合 計
	機械系	電気・電子系	情報系	化学系	土木・建築系	その他	商船系	以外	
学科数	53	74	43	31	37	4	5	3	250
入学定員	2,160人	2,970人	1,725人	1,240人	1,480人	685人	200人	120人	10,580人

- (注1)「その他」とは、デザイン学科、総合工学システム学科、総合システム工学科、ものづくり工学科である。
- (注2)「工業・商船以外」とは、経営情報学科、コミュニケーション情報学科及び国際ビジネス学科である。
- (注3) 学科数・入学定員について、募集停止中のものは含まない。

(出典) 文部科学省調べ

卒業者の進路状況の推移

Г			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	X	分	. 0 1 /2	1 1/2					
		,,	(平成17年3月卒)	(平成18年3月卒)	(平成19年3月卒)	(半成20年3月平)	(半成21年3月平)	(半成22年3月平)	(平成23年3月平)
	卒業	者数	10,061	10,140	10,207	10,160	10,474	10,126	10,156
	就職	少 粉	5,413	5,455	5,546	5,501	5,610	5,219	5,520
	水儿和以	1日 奴	(53.8%)	(53.8%)	(54.3%)	(54.1%)	(53.6%)	(51.5%)	(54.4%)
	求人	倍率	12.5倍	15.6倍	20.1倍	23.8倍	24.1倍	18.4倍	14.9倍
	進学	者数	4,113	4,201	4,252	4,316	4,504	4,506	4,293
[進学	李车	40.9%	41.4%	41.7%	42.5%	43.0%	44.5%	42.3%

(出典) 文部科学省「学校基本調査」(求人倍率は文部科学省調べ)

図表 2-3-10 高等専門学校専攻科修了生の大学院進学状況

区分	16年度 (17年3月修了)	17年度 (18年3月修了)	18年度 (19年3月修了)	19年度 (20年3月修了)	20年度 (21年3月修了)	21年度 (22年3月修了)	22年度 (23年3月修了)
修了者数	1,117人	1,206人	1,352人	1,400人	1,458人	1,595人	1,633人
大学院進学者数	384人	370人	439人	496人	477人	547人	541人
大学院進学率	34.4%	30.7%	32.5%	35.4%	32.7%	34.3%	33.1%

(出典) 文部科学省調べ

独立行政法人国立高等専門学校機構においては、国際的に活躍できる実践的技術者を育成する観点 から、民間企業と協力し、企業の海外事務所において就業体験等を行っています。加えて、教室の学 習と企業でのインターンシップとを繰り返し行うコーオプ教育によってキャリア教育・職業教育・国 際交流を実践しています。

日 専門学校の現状と最近の施策

(1) 専門学校の現状

専修学校は,社会の変化に即応した実践的な職業教育,専門的な技術教育等を行う教育機関として 発展してきました。特に、高等学校卒業程度を入学対象とする専門課程(専門学校)の生徒数は、平成 23年5月現在約57万人となり、新規高等学校卒業者の約16.2%が進学しており、大学への進学(約 47.6%)に次ぐ割合となっています。専門学校は、我が国の高等教育の多様化・個性化を図る上でも 重要な役割を果たしています。

(2) 最近の施策

文部科学省では,専修学校教育の振興方策として,働きながら学ぶ社会人等の多様な学習ニーズに 対応し、ライフスタイルに即した学習機会の提供を可能とする単位制・通信制の導入のための制度改 正を行いました。単位制学科においては、学年の枠に縛られることなく、自己のペースで長期にわた る計画的な履修が可能となり修業年限を超えて専修学校の正規課程を修了できる学習スタイルが構築 され、通信制学科においては学習の時間や場所に制約を受けることのない印刷教材等による授業の実 施が可能となります。

また,我が国の経済社会を支える厚みのある中間層として,産業構造の変化やグローバル化等に対 応した新たな知識・技術・技能を備え中核的な役割を果たす専門人材を質的・量的に確保するため、 専修学校等を中心とした産学官コンソーシアムを整備し,①産業界等のニーズを踏まえた人材養成策 の策定. ②社会人等が実践的な職業能力を向上するための新たな学習システムの開発(モデル・カリ キュラム基準や達成度評価の実証等), ③各分野における専門的・実践的な教育の質の保証・向上の ための仕組みづくり等を実施しています。

学生に対する経済的支援の充実と 学生の就業力の向上

■ 学生に対する経済的支援の充実

(1) 日本学生支援機構の奨学金事業

①奨学金事業の現状

日本学生支援機構は、経済的理由により修学 が困難な優れた学生に対し奨学金を貸与すると ともに、卒業後の返還金の回収を行っていま す。平成23年度予算においては、貸与人員で 約127万人(全学生のおおむね3人に1人). 事 業費総額で約1兆781億円となっています。

この奨学金事業には、無利子奨学金(第一種 奨学金)と有利子奨学金(第二種奨学金)の2種 類があり、有利子奨学金は、利子が課されるも のですが、在学中は奨学金の返還が猶予され、 その間は利子が課されず、卒業後、年利3%を 上限とした低利子(平成24年3月現在の利率固 定方式では年1.17%)での貸与となっています。

また. 家計支持者の失業や被災などによって 家計が急変し, 緊急に奨学金を必要とする学生 に対応するため、「緊急採用奨学金(無利子)」、

図表 2-3-11

奨学金事業費総額

(平成23年度予算)

	(1 /2	
区 分	貸与人員	事業費総額
	(人)	(百万円)
無利子奨学金	358,260	259,662
大 学	263,968	172,395
大 学院	58,534	67,319
高 等 専 門 学 校	12,158	4,846
専修学校専門課程	23,600	15,102
有利子奨学金	913,555	818,452
大 学	734,980	621,441
大 学院	33,014	35,926
高 等 専 門 学 校	360	299
専修学校専門課程	142,026	131,476
海外留学分	3,175	3,585
入 学 時 増 額 分	(69,543)	25,724
合 計	1,271,815	1,078,114

- (注) 1. 入学時増額分の貸与人員については内数である。
 - 2. 計数は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(出典) 文部科学省調べ

「応急採用奨学金(有利子)」の申込みを年間を通じて随時受け付けています。

なお、高等学校及び専修学校高等課程の生徒に対する奨学金事業については、平成17年度の入 学者より、都道府県に移管されており、各都道府県において確実に事業が実施されるよう、高等学 校等奨学金事業交付金(平成23年度予算では約240億円)を措置しています。

②学生の学ぶ意欲に応える事業の充実

さらに平成24年度予算においては、無利子奨学金の新規貸与人員を1万5千人増と大幅に拡充 するとともに、家計の厳しい学生等(給与所得世帯の年収300万円以下相当)の将来の返済の不安を 軽減し、予見性を持って、安心して進学等できるようにするため、そのような学生等を対象に、卒 業後に一定の収入(年収300万円)を得るまでの間、返済を猶予する「所得連動返済型の無利子奨学 金制度」を新設することとしています。

③返還金回収業務の充実

日本学生支援機構の奨学金事業は、卒業した学生からの返還金を奨学金の原資として活用する貸 与制により実施しており、現在、事業費総額の約4割が返還金で賄われているため、返還金の確実 な回収が、奨学金事業を円滑に実施する上でますます重要となっています。このため、日本学生支 援機構では、各学校の協力を得て、学生の返還意識を高めるとともに、回収業務の民間委託、返還 相談体制の更なる充実などにより、返還金の適切な回収に取り組んでいます。

一方、災害、病気、経済困難などにより返還が困難な方に対しては、毎月の返還の負担を軽減す る減額返還(平成23年1月から導入)や、返還期限を猶予する制度を設けて対応しています。

(2) 大学における授業料減免事業の支援

文部科学省では、経済的理由などにより、授業料等の納付が困難である者などを対象に、修学継続 を容易にし,教育を受ける機会を確保するため,国立大学法人や私立大学等が実施する授業料減免措 置等に対し、国立大学法人運営費交付金の算定や、私立大学等経常費補助金の特別補助を通じて支援 しています。また、公立大学については、地方財政措置を通じて支援しています。

現在、全ての国立大学法人において授業料減免制度を設けており、平成22年度の授業料免除実施 額は約202億円, 免除人数は約12万2千人(延べ数)となっています。公立大学では, 現在, 全ての 大学が授業料減免制度を設けており、平成 22 年度実績で約 10,200 人に対して約 30 億円の減免措置 がなされています。

また、私立大学等が実施している授業料減免事業に対しては、平成 22 年度に 40 億円、約 2.9 万人 分を補助しています。

(3) 奨学団体等の奨学金事業

我が国の奨学金事業は、日本学生支援機構のほかに特例民法法人や地方公共団体、大学や民間会社 などによって、多様な形態で幅広く実施されています。平成 19 年度の日本学生支援機構の調査によ ると、約2.800の奨学団体等が、約13万4千人の奨学生に対し、総額で約548億円を支給していま

これらの奨学団体等は、それぞれの設立目的に基づいて特色ある事業を行っており、教育の機会均 等と優れた人材の育成の観点から一層の充実が図られることが期待されます。このような奨学団体に 対する寄附金については、現在、一定の税制上の優遇措置が講じられています。

(4) 大学院学生の経済的支援の拡充

大学院学生に対する経済的支援として、文部科学省では、グローバル COE プログラム等を通じ て、TA*1(ティーチング・アシスタント)やRA*2(リサーチ・アシスタント)の充実を図る取組を 行っています。

2 学生の就業力の向上

(1) 学生の就職活動

①就職率の動向

文部科学省と厚生労働省が共同で実施した就職状況調査によると、平成22年度大学等卒業者の 就職率は次表のとおりです。

^{* 1} TA

優秀な大学院学生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対するチュータリング(助言)や実験・実習・演習等の教育補助 業務を行わせ,大学院学生への教育訓練の機会を提供するとともに,これに対する手当の支給により,大学院学生の処遇の改 善の一助とすることを目的としたもの。

大学等が行う研究プロジェクト等に、教育的配慮の下に、大学院学生等を研究補助者として参画させ、研究遂行能力の育 成、研究体制の充実を図るとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的とし たもの。

平成 22 年度大学等卒業者の就職状況(平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分	就職希望率	就職率
大 学	66.5% (▲ 0.3)	91.0% (▲ 0.8)
う ち 国公立	49.8% (▲ 3.0)	93.5% (▲ 1.0)
私立	74.7% (1.0)	90.1% (▲ 0.7)
短 期 大 学	74.8% (3.5)	84.1% (▲ 4.3)
高等専門学校	56.3% (1.3)	98.7% (▲ 0.8)
計	66.5% (0.1)	90.7% (▲ 1.2)

(注) 1. 就職希望率とは、抽出学生数に対する就職希望者の割合。 就職率とは、就職希望者に対する就職者の割合。 2. () 前年度調査からの増減値 (▲は減少)。

(出典) 大学等卒業者の就職状況調査(文部科学省,厚生労働省調べ)

昨今の雇用情勢を反映して、20年以降、3年続けて下落しています(図表 2-3-13)。平成24年3 月大学等卒業予定者の就職内定率(2月1日現在)は80.5%(昨年同期比3.1ポイント増)と,昨年同 期より上向いたものの依然として厳しい状況となっています。



②秩序ある就職・採用活動への取組

平成24年度(25年3月)卒業予定の学生の就職・採用活動については、23年度と同様に、大学側 (国公私立大学などの代表者で構成される「就職問題懇談会」)が「平成 24 年度大学,短期大学及び高 等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について」の申合せを行い、企業側((社)日本経済団体連合 会)が大学卒業予定者・大学院修士課程修了予定者等の「採用選考に関する企業の倫理憲章」を定め、 双方がそれぞれを尊重する形で行われています(図表 2-3-15)。

「申合せ」及び「倫理憲章」

大学側の「申合せ」

- 卒業学年当初及びそれ以前は、企業説明会に対して 会場提供や協力を行わないこと
 - 一方で、企業の採用広報のための説明会等を大学等 の協力の下に実施する場合は、参加の有無がその後の 選考に影響しないことを学生に対して明示すること
 - さらに、卒業・修了前年度の3月より前に行う企業 の活動については、採用に直結しない、業界・企業研 究に資する企業の一般的な広報活動であることの確認 をすること
- 学校推薦は、原則として7月1日以降とすること
- 正式内定日は、10月1日以降である旨学生に徹底 すること
- 企業に対して、就職差別につながる恐れのある項目 を含む会社指定書類、戸籍謄本等の提出を求めないよ う要請すること
- 採用活動は、男女雇用機会均等法の趣旨に則って行 われるべきであり、その旨、企業側に徹底するよう要 請すること
- 各大学等は、学内の教職員はもとより、学生への周 知徹底を図るとともに、企業に対して、「申合せ」の趣 旨の理解を図ること

など

企業側の「倫理憲章」

- 公平・公正で透明な採用の徹底に努め、男女雇用機 会均等法に沿った採用選考活動を行うことはもちろん のこと, 学生の自由な就職活動を妨げる行為は一切し ない。また、大学所在地による不利が生じぬよう留意 すること
- 採用選考活動にあたっては、正常な学校教育と学習 環境の確保に協力し、大学等の学事日程を尊重するこ
- 学生が学業に専念する十分な時間を確保するため. 採用選考活動の早期開始は自粛すること.
 - (1) 広報活動の開始

卒業・修了学年前年の12月1日以降に開始する こと、それより前は、大学が行う学内セミナー等へ の参加も自粛すること、また、広報活動の実施にあ たっては、学事日程に十分配慮すること

- (2) 選考活動の開始 選考活動については、卒業・修了学年の4月1日 以降に開始すること
- 12月1日以降の広報活動の実施にあたっては、当 該活動への参加の有無がその後の選考に影響しないも のであることを学生に明示すること
- 正式な内定日は、卒業・修了学年の10月1日以降 とすること

など

なお、平成24年度(平成25年3月)卒業予定の大学生等の就職活動については、企業の「倫理憲章」 の見直しにより、これまで10月から開始されていた就職活動が2か月先延ばしされ、12月より開始 されることとなりました。

また、大学側、企業側団体、労働団体と関係府省が参加し、就職採用活動の長期化・早期化や雇用 のミスマッチなどの問題について意見交換を行う場として平成22年度より「新卒者等の就職採用活動 に関する懇話会」を設け、議論を行っています。

(2) 学生の就職支援と就業力向上

学生の厳しい雇用情勢を受け,文部科学省では,関係省庁と連携しつつ,大学等のキャリアカウン セラーとハローワークのジョブサポーターとの連携の促進などによる大学等における就職支援体制の 強化を行っています。

また、平成 22 年度より「大学生の就業力育成支援事業」として、産業界との連携による課題解決型 授業など、学生の卒業後の社会的・職業的自立に向けた優れた取組に対して財政支援を行っていま す。

さらに,政府全体としては,平成 22 年 10 月,平成 23 年 2 月と平成 23 年 7 月に,(社)日本経済団 体連合会などの経済団体・業界団体等に対して、文部科学、厚生労働、経済産業の3大臣の連名で、 新規学校卒業者等の採用枠の拡大、卒業後3年以内の既卒者の新卒枠での応募受付、通年採用の拡 大,卒業から就職までの間に多様な経験を積むための猶予期間(GAP YEAR)への配慮などに関する 要請を行うなど、大学等卒業予定者の支援に取り組んでいます。

なお、学生の資質能力に対する社会からの要請や、学生の多様化に伴う卒業後の職業生活等への移 行支援の必要性が高まっていることから,大学等が教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関 する指導等に取り組む体制を整えることについて、平成22年2月に大学設置基準が改正され、平成 23年4月から全ての大学で取り組まれることとなりました。